

様式第2号（第5条関係・全体評価）

環境配慮推進状況評価表（事業種別）

部 局 名： 企業局

事業種名： 工業団地・工業用地の造成

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

工業団地の造成に当たっては、農地等が工業用地に大規模に変化することから、環境調査や環境影響評価を実施して、環境配慮方針の具体化に努めている。

造成に向けての調査・計画段階においては、開発に伴い公園緑地及び地区境界沿い幅10～20mの緩衝緑地帯を設けることで、自然環境との共生や地域の活性を活かした工業団地となるように配慮した。さらに、設計・実施段階では環境調査や環境影響評価書に示された保全措置の実施に努めた。

主な保全措置

大気汚染に係る埃の飛散防止対策として、団地内の随時散水及び工事車両のタイヤ泥落とし装置の設置・アイドリングストップの徹底

騒音・振動に係る対策として工事車両の低速走行の徹底、低騒音型建設機械の使用、工事時間の制限及び建設機械の同一箇所での集中稼働の自粛

水質汚濁に係る対策として、河川への濁水流出を抑制する目的で仮設沈降柵の設置

希少植物の移植・保全地の確保

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

- ・公園の一部における湿地性緑地の代替環境の整備や、新設水路の道路横断部に動物の計画地と周辺地域の移動経路確保のためアンダーパスを整備し、動植物の生息・生育環境の保全措置を行った。
- ・公園・緑地整備については、効果的に植栽を配置するとともに、周辺地域と調和した施設整備を行った。
- ・計画地内で確認された希少植物は、地区内で保全場所を確保し、移植するなど種の保存活動を積極的に行った。

3 今後の方針

(環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。)

工業団地造成事業は、産業の振興、雇用の促進を図り、地域経済の発展に寄与することを目的としており、地域に開かれ親しまれる工業団地とするためにも、地域と共存できる環境配慮の基に整備を進めていく必要がある。

このため、周辺の自然環境や農業生産環境と調和を図りながら地域の潤い、憩いの場と位置づけられるよう環境を配慮し、事業を推進していく。

4 課 題

(環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。)

特になし

5 事業一覧

(様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。)

別表 - 2 のとおり

別表 - 2
個別評価事業一覧

事業年度：平成27年度

部局名：企業局

事業種名：工業団地・工業用地の造成

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	幸手中央地区産業団地整備事業整備事業	設計・実施段階	47	45	95.7	5
2	寄居スマートIC西地区産業団地整備事業	調査・計画段階	41	37	90.2	5
	合計		88	82	93.0	

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 企業局 課・所・室名 地域整備課

事業の種類	工業団地、工業用地の造成	事業名	幸手中央地区産業団地整備事業
事業の規模	47.3ha	実施場所	幸手市大字平須賀地内外
計画期間	平成23年度～平成27年度	段階	設計・実施段階

事業の概要：
 当事業は、東埼玉北部工業地区の産業振興と雇用機会の拡大を進め、地域の活性化を図り、県土の均衡ある発展に資することを目的としたものであり、周辺の自然環境や農業生産環境と調和した緑豊かな公害のない産業団地を造成するものです。

1 施行面積： 47.3ha
 2 事業期間： 平成23年度～平成27年度
 3 分譲面積： 37.2ha

総合評価	5
------	---

【記入方法】
 評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

1 当該事業では条例に基づく環境影響評価を実施し、評価書に示した環境配慮事項を実施した。
 ・公園の一部における湿地性緑地（ビオトープ）を整備し代替環境を整備
 ・計画地内で確認された希少植物については、移植することで種の保存を図った。
 ・公園、緑地整備について、効果的に植栽を配置し周辺地域と調和した施設を整備し、小動物の生息環境が代償された。

2 造成計画高を道路計画高に合わせ、盛土量を出来る限り縮減させ公共残土搬入を抑制し、大気汚染などの環境負荷の減少に配慮をする計画とした。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 10 工業団地、工場用地の造成に関する環境配慮方針

事業名 幸手中央地区産業団地整備事業

基本方向 1	地域別	配慮時期			チェック			
		山間・丘陵地域	農業地域	計画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現								
基本的配慮事項 1								
造成に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。								
個別事項	農村環境との調和を図る。							
	a	農業用水路の機能維持を図る。					✓	✓
	b	生活道路の確保に努める。					✓	✓
	c	水田の保水機能を継承した調整池を設置する。					✓	✓
	d	屋敷林と同調した緑化の促進に努める。					✓	✓
	山村環境との調和を図る。							
	a	自然林の保全に努める。					-	
	b	在来植生に配慮した植樹を図る。					✓	✓
	c	ため池等の水源の機能維持に努める。						
	d	表土の保全に努める。						
	既存市街地との調和を図る。							
	a	住宅地との間に適正な緩衝帯の創設を図る。					✓	✓
	b	生活道路の確保に努める。					✓	✓
	c	工業団地の交通が既存市街地に流入しない道路配置を検討する。					✓	✓
	基本的配慮事項 2							
道路整備等各種基盤の整備状況との整合を図る。								
個別事項	道路整備との整合を図る。							
	a	都市計画道路との整合を図る。					✓	✓
	b	国道等の幹線道路への接続に努める。					✓	✓
	c	工業団地の発生交通量と通過交通量に配慮した道路整備に努める。					✓	✓
	公共下水道整備との整合を図る。							
	a	公共下水道の導入（公共下水道整備区域）を図る。					✓	✓
	b	終末処理施設の設置（水源地域等の高度処理推進区域）に努める。					-	
	c	立地企業への適正排水の啓発（公共下水道未整備区域）に努める。					-	
	河川改修との整合（良好な雨水排水）を図る。							
	a	調整池の設置を図る。					✓	✓
	b	比流量と整合した排水機等の設置を図る。					✓	✓
	c	河道拡幅用地の確保に努める。					✓	✓
	水道整備との整合を図る。							
	a	市町村水道計画と整合した導入業種の選定に努める。					✓	✓
	b	循環型水利用を促進する。					-	
緑地・公園整備との整合を図る。								
a	緑の回廊計画と整合した公園緑地整備に努める。					-		
b	多自然型緑地・公園の整備に努める。					✓	✓	
基本的配慮事項 3								
大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。								
個別事項	大気汚染対策を適切に実施する。							
	a	工業用地のための環境目標値の設定を図る。						
	b	造成中の粉じん対策を図る。					✓	✓
項	c	駐車場の周囲に樹木を植栽し、大気の浄化を図る。					-	

d	環境対策型建設機械の採用を図る。 水質汚濁対策を適切に実施する。							✓	✓
a	工業用地のための環境目標値の設定を図る。								
b	排水処理施設の設置に努める。							-	
c	地下水汚染防止対策に努める。 騒音・振動対策を適切に実施する。							✓	✓
a	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。							✓	✓
b	環境対策型建設機械の採用を図る。【再掲】							✓	✓
c	工事实施の時間帯の調整に努める。							✓	✓
d	現況地形を極力生かし造成土量の抑制に努める。 地盤沈下対策を適切に実施する。							✓	✓
a	軟弱地盤における地盤改良の実施に努める。							✓	✓
b	宅地における十分な盛土と圧密の促進を図る。 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。							✓	✓
	建設発生土等の活用を図ることにより、購入土の減量による緑地の保全に寄与する。							✓	✓

基本的配慮事項 4

雨水の地下浸透等地域の水循環の保全に配慮する。										
個別事項	水路における水循環の保全に配慮する。									
	a	地域の特性にあわせた水路切回しに努める。							✓	✓
	b	地下浸透型水路の使用を検討する。							✓	✓
	道路における水循環の保全に配慮する。									
	a	透水性舗装の採用に努める。							✓	✓
	b	浸透柵の採用に努める。							✓	
	c	定期的なメンテナンスに努める。							✓	✓
	公園緑地における水循環の保全に配慮する。									
	a	芝、土砂部など浸透面の確保に努める。							✓	✓
	b	メンテナンス不用（自然）緑地の確保に努める。							✓	✓

基本方向 2 恵み豊かであるおいのある環境の確保		地域別	配慮時期			チェック	
		農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当

基本的配慮事項 1

ビオトープ創造等に基づき、野生生物の生息・生育空間の確保など地域の健全な生態系の維持に配慮するとともに、良好な樹林地その他の緑地、地域の自然景観、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。										
個別事項	野生生物の生息・生育空間の整備を図る。									
	a	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。							✓	✓
	b	公園、調整池等へのビオトープ空間の創造に努める。							✓	✓
	c	希少動植物の保全を図る。							✓	✓
	d	鳥類誘致のための食餌木の植樹を図る。							✓	✓
	e	在来植生に配慮し、常緑樹、落葉樹、高木、低木など多様な樹種による植栽を図る。							✓	✓
	f	小動物等の移動が可能な緑地の連続性の確保を図る。							✓	✓
	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。									
	a	既存樹林を生かした土地利用計画に努める。							-	
	b	当該地域の地形、地質、気候等自然環境にあった郷土種の植栽に努める。 自然景観の保全を図る。							✓	✓

a	公園、緑地帯における植樹は、計画地周辺の在来植生を考慮し、周辺景観との違和感の軽減に努める。							✓	✓
b	公園、散策路から山なみ等の遠景が眺望できるように努める。							✓	✓
c	建築物の配置及び色彩等に配慮し、周辺景観への圧迫感の軽減、調和に努める。								
	歴史的環境等の保全を図る。								
a	文化財指定区域においては保存に努めるとともに埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。							-	
b	歴史的遺産を生かした公園緑地整備に努める。							-	

基本的配慮事項 2

開発等においては、良好な樹林地をできるかぎり保全するとともに、樹林地やその他の緑地、水辺空間など、自然的環境の創造を推進する。

個別事項	樹林地の保全を図る。								
	a 既存樹林を生かした土地利用計画を策定し、そこに生育する植物種とこれに依存して生育している昆虫類、土壌動物を含む表土の保全に努める。							-	
	水辺空間など自然的環境の創造に努める。								
	a 既存水路を生かしたせせらぎ等、自然に親しみやすい自然環境の整備に努める。							✓	✓
	b 公園と調節池の一体化を図り、水辺のやすらぎの持てる空間の創造に努める。							✓	

基本方向 3 自主的取組の推進		地域別	配慮時期				チェック			
		農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施		
基本的配慮事項 1		事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。								
個別事項	環境影響評価制度に基づく各種手続きを適切に実施する。									
	a 調査計画書の公告・縦覧を行い、関係住民等から環境保全に関する意見の聴取に努める。									
	b 環境影響評価準備書の公告・縦覧を行い、関係住民等から環境保全に関する意見を聴取し、これに対する見解を提示するとともに、評価書の公告・縦覧を行う。									
	事業完了時に実地調査結果等を公表する。									
	a 造成中における保全、創造状況の確認に努める。							✓	✓	
	b 事業完了後の周辺への影響状況の公表を図る。							✓	✓	
		実施率 (b/a (%))					合計 (a)	合計 (b)		
		95.7%					47	45		

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 企業局 課・所・室名 地域整備課

事業の種類	工業団地、工業用地の造成	事業名	寄居スマートIC西地区産業団地整備事業
事業の規模	14.8ha	実施場所	児玉郡美里町大字甘粕外
計画期間	平成28年度～平成30年度	段階	調査・計画段階
事業の概要： 当事業は、県北地域への産業集積や雇用の拡大を図り、今後開設予定の関越自動車道（仮称）寄居スマートインターチェンジの周辺地域において産業団地の整備を行うものです。			
1 施行面積： 14.8ha 2 事業期間： 平成28年度～平成30年度 3 分譲面積： 11.4ha			

総合評価	5
------	---

【記入方法】
 評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- 1 当該事業では、環境栄配慮を目的として、環境影響評価の調査項目に準じた環境調査を実施し、周辺環境へ負荷を低減させるための環境配慮事項を抽出し保全対策を実施する。
- 2 造成計画高を道路計画高に合わせ、盛土量を出来る限り縮減させ公共残土搬入を抑制し、大気汚染などの環境負荷の減少に配慮する計画とする。
- 3 地区内を流れる準用河川小栗川については、付け替えは行わず既存の状態を極力維持する計画とし、河川周辺の自然環境の保全を図る。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

d	環境対策型建設機械の採用を図る。 水質汚濁対策を適切に実施する。								
a	工業用地のための環境目標値の設定を図る。								
b	排水処理施設の設置に努める。							-	
c	地下水汚染防止対策に努める。 騒音・振動対策を適切に実施する。							✓	✓
a	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。								
b	環境対策型建設機械の採用を図る。【再掲】								
c	工事实施の時間帯の調整に努める。								
d	現況地形を極力生かし造成土量の抑制に努める。 地盤沈下対策を適切に実施する。							✓	✓
a	軟弱地盤における地盤改良の実施に努める。							✓	✓
b	宅地における十分な盛土と圧密の促進を図る。 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するように努める。							✓	✓
	建設発生土等の活用を図ることにより、購入土の減量による緑地の保全に寄与する。							✓	✓

基本的配慮事項 4

雨水の地下浸透等地域の水循環の保全に配慮する。										
個別事項	水路における水循環の保全に配慮する。									
	a	地域の特性にあわせた水路切回しに努める。							✓	✓
	b	地下浸透型水路の使用を検討する。							-	
	道路における水循環の保全に配慮する。									
	a	透水性舗装の採用に努める。							✓	
	b	浸透柵の採用に努める。							✓	
	c	定期的なメンテナンスに努める。							✓	✓
	公園緑地における水循環の保全に配慮する。									
	a	芝、土砂部など浸透面の確保に努める。							✓	✓
	b	メンテナンス不用（自然）緑地の確保に努める。							✓	✓

基本方向 2 恵み豊かであるおいのある環境の確保	地域別	配慮時期	チェック	
	農業地域 山間・丘陵地域	企画・構想段階 調査・計画段階 設計・実施段階	該当	実施

基本的配慮事項 1

ビオトープ創造等に基づき、野生生物の生息・生育空間の確保など地域の健全な生態系の維持に配慮するとともに、良好な樹林地その他の緑地、地域の自然景観、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。										
個別事項	野生生物の生息・生育空間の整備を図る。									
	a	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。							✓	✓
	b	公園、調整池等へのビオトープ空間の創造に努める。							✓	✓
	c	希少動植物の保全を図る。							✓	✓
	d	鳥類誘致のための食餌木の植樹を図る。							✓	✓
	e	在来植生に配慮し、常緑樹、落葉樹、高木、低木など多様な樹種による植栽を図る。							✓	✓
	f	小動物等の移動が可能な緑地の連続性の確保を図る。							✓	✓
	良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。									
	a	既存樹林を生かした土地利用計画に努める。							-	
	b	当該地域の地形、地質、気候等自然環境にあった郷土種の植栽に努める。 自然景観の保全を図る。							✓	✓

a	公園、緑地帯における植樹は、計画地周辺の在来植生を考慮し、周辺景観との違和感の軽減に努める。							✓	✓
b	公園、散策路から山なみ等の遠景が眺望できるように努める。							✓	✓
c	建築物の配置及び色彩等に配慮し、周辺景観への圧迫感の軽減、調和に努める。							-	
	歴史的環境等の保全を図る。								
a	文化財指定区域においては保存に努めるとともに埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。							-	
b	歴史的遺産を生かした公園緑地整備に努める。							-	

基本的配慮事項 2

開発等においては、良好な樹林地をできるかぎり保全するとともに、樹林地やその他の緑地、水辺空間など、自然的環境の創造を推進する。

個別事項	樹林地の保全を図る。								
	a 既存樹林を生かした土地利用計画を策定し、そこに生育する植物種とこれに依存して生育している昆虫類、土壌動物を含む表土の保全に努める。							-	
	水辺空間など自然的環境の創造に努める。								
	a 既存水路を生かしたせせらぎ等、自然に親しみやすい自然環境の整備に努める。							✓	✓
	b 公園と調節池の一体化を図り、水辺のやすらぎの持てる空間の創造に努める。							✓	

基本方向 3 自主的取組の推進		地域別		配慮時期			チェック			
		農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施		
基本的配慮事項 1		事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。								
個別事項	環境影響評価制度に基づく各種手続きを適切に実施する。									
	a 調査計画書の公告・縦覧を行い、関係住民等から環境保全に関する意見の聴取に努める。							-		
	b 環境影響評価準備書の公告・縦覧を行い、関係住民等から環境保全に関する意見を聴取し、これに対する見解を提示するとともに、評価書の公告・縦覧を行う。							-		
	事業完了時に実地調査結果等を公表する。									
	a 造成中における保全、創造状況の確認に努める。							✓	✓	
	b 事業完了後の周辺への影響状況の公表を図る。							✓		
		実施率 (b/a (%))					合計 (a)	合計 (b)		
		90.2%					41	37		

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。